

足利市卓球連盟の登録に関する要綱

第1条 この要綱は、足利市卓球連盟規約第19条第2項の規定に基づき、登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 登録団体（チーム）とは、日本卓球協会制定の卓球競技を行う団体で、第3条の規定により本連盟に加盟登録したものをいう。

第3条 登録団体（チーム）は、次の種別に区分する。

第1種 年齢を制限しない一般社会人、及び次の第2・第3・第4種に所属しない者、またはこれ等の混成によって構成される団体（チーム）

第2種 日本学生卓球連盟に所属する者をもって構成される団体（チーム）

第3種 全国高等学校体育連盟卓球部会に所属する者をもって構成される団体（チーム）

第4種 中学生または小学生によって構成される団体（チーム）

第4条 個人会員は、第3条に規定された登録団体（チーム）に属さない個人とする。

第5条 第3条に規定された登録団体（チーム）の所属員及び第4条の個人会員は、本連盟が主催する競技会及び講習会等に参加することができる。

第6条 本連盟に加盟登録する団体（チーム）及び個人は、足利市に居住または勤務、あるいは学籍を有する者とする。

2 居住地と勤務地が本市にない場合でも、本連盟に登録を希望する者は、本人の責任において登録することができる。

ただし、登録制度の趣旨を遵守するとともに良識の下に行動し、他団体とのトラブルが生じないように十分に配慮すること。

第7条 本連盟に加盟登録する登録団体（チーム）及び個人は、原則として、毎年4月1日より5月10日までの間に登録をしなければならない。

2 特別の事由により上記の期間内に手続き不能の場合は、その事由を附し、本連盟に申請の上承認を得なければならない。

3 前1項の登録をしない者は、本連盟の主催する諸事業には、原則として参加することができない。

第8条 登録団体（チーム）及び個人は、足利市卓球連盟加盟登録申請書に所要事項を記入し、登録料を添えて申請する。

第9条 登録料は、次のとおり定める。

社会人、大学生	1人	1,000円
（市内に住所、勤務先を有しない者）	1人	2,000円
高校生	1人	300円
中学生	1人	100円
小学生		当分の間無料とする。

第10条 登録者が転居、転勤、転校、その他の都合で、所属の登録団体を変更した場合は、登録替えをすることができる。

2 登録の変更は、申請人が新たに所属する登録チームを通じて本連盟に登録手続きを申請する。この場合、登録料は不要である。

第11条 次の項目に該当する場合は登録を取り消し、これを公表する。

- 1 登録者がアマチュア資格を失った場合
- 2 登録者が本連盟規約等に違反した場合
- 3 会員としての体面を著しく汚した場合